

厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針 新旧対照表

新指針	旧指針
<p>第1編 総括的事項</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 対象範囲</p> <p>本指針の研究開発評価の対象範囲は、次のとおりとする。</p> <p>1 研究開発施策</p> <p>(1) <u>厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働科学研究委託費</u> (以下「<u>厚生労働科学研究費</u>」という。)による研究事業</p> <p>(2) 独立行政法人医薬基盤研究所が実施する基礎研究推進事業</p> <p>(3) 独立行政法人医薬基盤研究所が実施する医薬品、医療機器等の研究開発に対する委託事業</p> <p>(4) 特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費による研究事業</p> <p>(5) 結核研究所補助金及び放射線影響研究所補助金による研究事業</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p>	<p>第1編 総括的事項</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 対象範囲</p> <p>本指針の研究開発評価の対象範囲は、次のとおりとする。</p> <p>1 研究開発施策</p> <p>(1) 厚生労働科学研究費補助金による研究事業</p> <p>(2) 独立行政法人医薬基盤研究所が実施する基礎研究推進事業</p> <p>(3) 独立行政法人医薬基盤研究所が実施する医薬品、医療機器等の研究開発に対する委託事業</p> <p>(4) 特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費による研究事業</p> <p>(5) 結核研究所補助金及び放射線影響研究所補助金による研究事業</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p>
<p>第2編 研究開発課題の評価</p> <p>第1章 競争的資金による研究開発課題の評価</p> <p>1 (略)</p> <p>2 評価の実施体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 評価者の選任</p> <p>ア 評価委員会の委員の数はそれぞれ10名から15名程度を標準とする。</p> <p>イ 評価委員会は当該研究分野の専門家から構成されるものとし、必要に応じて当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる。ただし、<u>厚生労働科学研究費</u>による研究事業等の事前</p>	<p>第2編 研究開発課題の評価</p> <p>第1章 競争的資金による研究開発課題の評価</p> <p>1 (略)</p> <p>2 評価の実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 評価者の選任</p> <p>ア 評価委員会の委員の数はそれぞれ10名から15名程度を標準とする。</p> <p>イ 評価委員会は当該研究分野の専門家から構成されるものとし、必要に応じて当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる。ただし、<u>厚生労働科学研究費補助金</u>による研究事業等</p>

評価委員会においては、専門家及び有識者等として厚生労働省の行政職員（他機関に出向中の者及び厚生労働省の職員を辞してから1年を経過していない者を含む。）である者を加えることができない。

ウ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。

(3)～(6) (略)

3～6 (略)

第2章 重点的資金による研究開発課題の評価

1 評価の実施体制

(1) (略)

(2) 評価者の選任

ア 評価委員会を設置する場合、その委員は当該研究分野の専門家から構成されるものとし、必要に応じて、当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる。ただし、厚生労働科学研究費による研究事業等の事前評価委員会においては、専門家及び有識者等として厚生労働省の行政職員（他機関に出向中の者及び厚生労働省の職員を辞してから1年を経過していない者を含む。）である者を加えることができない。

イ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。

(3)～(4) (略)

2～3 (略)

第3章 (略)

第3編～第5編 (略)

の事前評価委員会においては、専門家及び有識者等として厚生労働省の行政職員（他機関に出向中の者及び厚生労働省の職員を辞してから1年を経過していない者を含む。）である者を加えることができない。

ウ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。

(3)～(6) (略)

3～6 (略)

第2章 重点的資金による研究開発課題の評価

1 評価の実施体制

(1) (略)

(2) 評価者の選任

ア 評価委員会を設置する場合、その委員は当該研究分野の専門家から構成されるものとし、必要に応じて、当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる。ただし、厚生労働科学研究費補助金による研究事業等の事前評価委員会においては、専門家及び有識者等として厚生労働省の行政職員（他機関に出向中の者及び厚生労働省の職員を辞してから1年を経過していない者を含む。）である者を加えることができない。

イ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。

(3)～(4) (略)

2～3 (略)

第3章 (略)

第3編～第5編 (略)